

新「伊勢市」

市章内定

伊勢地区合併協議会では、平成17年7月14日に県営サンアリーナで開催された第18回合併協議会において、新「伊勢市」の市章のデザインを内定しました。

このデザインは11月1日に新「伊勢市」におい

て告示され、正式に新市の市章となります。

市章の応募件数等については、前号でお知らせしたとおり、千三百60人の方から千九百92件の応募があり、男女の比率は男性8百95人(66%)に対し、女性4百65人(34%)



新「伊勢市」の市章に内定したデザイン

でした。また7歳から90歳まで幅広い年齢層の方々から応募いただきました。

続いて、選定までの流れを簡単にご説明します。

市章候補の選定については、まず6月6日に、デザインの専門的知識を有する方3名による事前選考作業で30点が選ばれ、続いて同月23日、市章候補選定委員会による1次選考において、更に10点まで絞り込まれました。

その後、NPO法人三重県デザイン協会による類似調査結果とともに、10作品が第18回合併協議会に候補作品として提示されました。

協議会ではまず、選定方法について協議、決定がなされ、最初に会長と委員21人が、それぞれ3票ずつ候補作品に投票し、上位5作品を選定しました。

そして選ばれた5作品に対し、今度は1人1票ずつ投票し、まず上位2



市章選定委員会による1次選考の様子

作品を選定した後、再度投票し、過半数を獲得した作品が最優秀賞に、次点の4作品が優秀賞に選ばれました。

最優秀賞の作者は松阪市在住の谷口かおりさんで、作品の趣旨は「ISEI」の文字をモチーフに、伊勢神宮の森や伊勢平野の見渡す青空を緑色と青色で表現したもの。中央の「S」の文字で勢いの良さをアピールし、新市の発展を願ったもの。」ということです。



住所表示の変更による手続き等のお知らせ

合併により住所表示が変更になることに伴って、手続きの必要が生じる場合があります。

今回は、県及び市町村の関係についてお知らせします。

三重県関係

項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
火薬に関する許可	火薬類取締法に基づく製造及び販売、輸入に関する許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 津市広明町13 (059)224-2183
	上記以外の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 企画調整部 地域計画・防災室 伊勢市勢田町622 (0596)27-5115
液化石油ガスの販売等に関する許可・届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき販売の登録又は届出をしている方及び保安機関の認定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 企画調整部 地域計画・防災室 伊勢市勢田町622 (0596)27-5115
高圧ガスの製造、販売に関する許可・届出	高圧ガス保安法に基づき製造等の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 津市広明町13 (059)224-2183 南勢志摩県民局 企画調整部 地域計画・防災室 伊勢市勢田町622 (0596)27-5115
県税の登録	納税義務者等(法人事業税・県民税、個人事業税、県民税利子割、軽油取引税、ゴルフ場利用税、鉱区税)	不要	県税事務所にて住所及び所在地等の住所表示を変更させていただくため、変更手続きは必要ありません。	南勢志摩県民局 県税部 課税グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5132
	納税義務者等(県民税配当割、県民税株式等譲渡割、産業廃棄物税、県たばこ税)	不要	県税事務所にて住所及び所在地等の住所表示を変更させていただくため、変更手続きは必要ありません。	津地方県民局 県税部(津総合県税事務所) 課税グループ 津市桜橋3丁目446-34 (059)223-5025-5026

項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
免税軽油使用者証	免税軽油使用者証の交付を受けている方	不要	使用者証の記載事項(住所及び所在地)の変更につきましては、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。	南勢志摩県民局 県税部 課税一グループ軽油担当 伊勢市勢田町622 (0596)27-5132
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)を持っている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正してください。なお、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	三重県旅券センター アスト津3階 津市羽所町700 (059)222-5980 南勢志摩県民局 伊勢旅券コーナー 伊勢市勢田町622 (0596)22-7775
	旅券(パスポート)の申請をする方	要	申請時に提出する戸籍謄(抄)本については、身分事項に変更がなければ、合併前に発行されたものであっても、発行後6ヵ月間は使用できます。 (注)合併直後の住基ネットが利用できない期間は、住民票が必要になります。	
宗教法人の事務所の所在地	旧市町村に事務所を有する宗教法人	不要	県への事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。ただし、法人において、規則の変更を行ってください。	生活部 文化振興室 文化振興グループ 津市広明町13 (059)224-2176
特定非営利活動法人(NPO法人)の事務所の所在地	旧市町村に事務所を有する特定非営利活動法人(NPO法人)	不要	定款変更に関して、事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。	生活部 NPO室 アスト津3階 津市羽所町700 (059)222-5981
建築物清掃業等	登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、登録証明書の変更を希望する方は、登録証明書を添付のうえ変更手続きを行ってください。	南勢志摩県民局 生活環境森林部 生活環境室 環境グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5405
特定建築物の届出 プール設置届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	



項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
産業廃棄物処理業等許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。ただし、許可証の書換を希望する方は、許可証を添付のうえ変更手続きを行ってください。	南勢志摩県民局 生活環境森林部 生活環境室 環境グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5405
一般廃棄物または産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	
廃棄物再生事業者登録証	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、登録証の書換を希望する方は、登録証を添付のうえ変更手続きを行ってください。	
専用水道・小規模水道確認	確認を受けている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	
第1種フロン類回収業者登録証	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、登録証の書換を希望する方は、登録証を添付のうえ変更手続きを行ってください。	
自動車リサイクル法に基づく許可証	7月1日以降9月30日までに許可を受けた方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、許可証の書換を希望する方は、許可証を添付のうえ変更手続きを行ってください。	
水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止管理者等)、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届出	届出を行っている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	
狩猟免状	狩猟免状の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。狩猟免許の更新時に住所表記を変更します。	南勢志摩県民局 生活環境森林部 森林・林業室 森林保全グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5183
温泉法温泉利用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
恩給(旧軍人)受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	健康福祉部 生活保障室 援護・保護グループ 津市広明町13 (059)224-2286
被爆者健康手帳(被爆者健康診断受診者証を含む)	手帳を持っている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 保健福祉部 保健衛生室 地域保健グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5148
結核医療費公費負担申請	結核患者と診断された方			
結核指定医療機関	指定を受けている機関			
特定疾患治療研究事業医療受給者証	受給者証を持っている方			
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票を持っている方			
小児慢性特定疾患医療受診券	受給者証を持っている方			
病院、診療所、助産所開設届 あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復所等施術所開設届 歯科技工所開設届	届出期間	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 保健福祉部 総務企画室 企画市町村支援グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5134
介護保険指定事業者	指定を受けている事業所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 保健福祉部 福祉相談室 福祉グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5139
食品衛生法・と畜場法・食鳥処理法に係る許可 化製場法に係る許可 危険な動物に係る許可 旅館営業・公衆浴場営業・興行場営業許可 墓地、埋葬等に関する許可 薬局開設許可 医薬品販売業許可 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可 動物取扱業に係る届出 理容所開設・美容所開設・クリーニング所開設届 医療用具販売業・賃貸業届出	許可を受けている方 届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5151



項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
調理師免許の書換、製菓衛生師免許の書換	免許証を持っている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5151
クリーニング師免許の書換				
麻薬施用者等の免許	免許を受けている方			
覚醒剤原料取扱者の指定	指定を受けている方			
配置従事者の身分証	身分証を持っている方			
毒物劇物販売業登録	登録をしている方			
毒物劇物製造・輸入業登録				
JAS法及び食品衛生法に基づく食品表示について	食品等製造・加工業者	要	食品等の表示の製造事業者等の「住所」をすみやかに変更する必要があります。	農水商工部 農水産物安全室 食品表示・市場グループ 津市広明町13 (059) 224-2497 南勢志摩県民局 保健福祉部 衛生指導グループ、 食の安全・安心監視グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5151、5150
漁船登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届時等に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 農水商工部 水産室 漁政グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5189
遊漁船業登録				
漁業免許	免許を受けている方			
漁業許可	許可を受けている方			
旅行業及び旅行業代理業	三重県知事登録旅行業者の方及び旅行業者代理業者の方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届時等に併せて手続きを行ってください。	南勢志摩県民局 農水商工部 総務・商工室 観光・商工グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5401
貸金業	三重県知事登録貸金業者の方			
計量証明事業登録	登録等を受けている方	不要	変更の届出は必要ありません。	計量検定所 津市桜橋3-446-34 (059) 223-5071
特定計量器製造(修理、販売)事業届出				
適正計量管理事業所の指定				
建設工事入札参加資格者名簿登録	建設工事入札参加資格者名簿に登録している方	原則不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新たな地名が新設されるなど大幅な変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。	南勢志摩県民局 伊勢建設部 総務・管理室 総務グループ 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5197

項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
建設業許可	建設業の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	(大臣許可) 国土交通省 中部整備局建設部 建設産業課 名古屋市中区三の丸2-5-1 (052)953-8572 (知事許可) 南勢志摩県民局 伊勢建設部 総務・管理室 総務グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5197
解体工事業登録	解体工事業の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 伊勢建設部 総務・管理室 総務グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5197
道路占用許可 (県道・県管理国道)	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 伊勢建設部 総務・管理室 管理グループ 伊勢市勢田町622 (0596)27-5202
河川占用許可 (県管理河川)	河川の占用許可を受けている方			
砂防指定地内行為許可	砂防指定地内の行為許可を受けている方			
地すべり防止区域内行為許可	地すべり防止区域内の行為許可を受けている方			
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可を受けている方			
港湾・海岸使用許可	左記の使用許可を受けている方			
屋外広告物許可				
宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証	各免許証及び主任者証の交付を受けている方	原則不要	宅建業法上の更新時に変更しますので手続きは必要ありません。ただし新たな地名が新設されるなど大幅な変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。	県土整備部 建築開発室 宅建業・屋外広告物グループ 津市広明町13 (059)224-2708



項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
建築士事務所登録 2級・木造建築士免許	建築士事務所登録、 2級・木造建築士免許登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢志摩県民局 伊勢建設部 建築開発室 伊勢市勢田町622 (0596) 27-5210
動物医薬品販売許可 飼育動物の診療施設の開設届 飼料(飼料添加物)販売業者届	許可を受けている方 届を提出している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	南勢家畜保健衛生所 松阪市早馬瀬町83-2 (0598) 28-2266
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	不要	免許証の記載事項(本籍及び住所)の変更につきましては、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。ただし、更新時まで記載事項の変更を希望される方は、合併後、手続きを行ってください。	三重県運転免許センター 津市大字垂水2566 (059) 229-1212 伊勢警察署 交通課 伊勢市神田久志本町1481-3 (0596) 20-0110
自動車保管場所証明書 保管場所標章番号通知書 道路使用許可証 通行禁止道路通行許可証 歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章 通行禁止除外指定車標章 駐車禁止除外指定車標章 制限外許可証 制限外けん引許可証 緊急通行車両等事前届出済証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	伊勢警察署 交通課 伊勢市神田久志本町1481-3 (0596) 20-0110
猟銃・空気銃所持許可証 刀剣類所持許可証 人命救助等に従事する者の届出済証明書	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新又は検査時に手続きを行います。	伊勢警察署 生活安全課 伊勢市神田久志本町1481-3 (0596) 20-0110
風俗営業許可証 特例風俗営業者認定証 古物営業許可証 古物市場主の許可証 質屋営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は手続きを行ってください。この場合の手数料は不要です。	伊勢警察署 生活安全課 伊勢市神田久志本町1481-3 (0596) 20-0110

項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に手続きを行います。	伊勢警察署 生活安全課 伊勢市神田久志本町1481-3 (0596)20-0110
警備員指導教育責任者資格者証	左記の資格者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は手続きを行ってください。この場合の手数料は不要です。	
機械警備業務管理者資格者証				
警備員にかかる検定合格証				

市町村関係

項目	該当者	住所変更による手続き	
		要・不要	手続きの方法
住民票		不要	住所変更による手続きは必要ありません。
戸籍		不要	住所変更(本籍変更)による手続きは必要ありません。
いせ市民カード	左記カードの所持者 (伊勢市)	不要	住所変更による手続きは必要ありません。
印鑑登録証	左記登録証の所持者 (二見町・小俣町・御園村)	不要	住所変更による手続きは必要ありませんが、「いせ市民カード(印鑑登録証)」に引替えていただき、暗証番号の登録をしていただきますと自動交付機を利用できます。 暗証番号を登録していただくには本人確認が必要となります。
おばたタウンカード	左記カードの所持者 (小俣町)	不要	住所変更による手続きは必要ありませんが、上記「印鑑登録証」もお持ちの方は、「いせ市民カード(印鑑登録証)」1枚に引替えることができます。本人確認が必要な場合もあります。
住民基本台帳カード	左記カードの所持者 (二見町・小俣町・御園村)	不要	本庁または総合支所へ来庁の機会に修正いたします。
外国人登録証明書	左記証明書の所持者		
公的個人認証用電子証明書	左記証明書の交付を受けた者 (二見町・小俣町・御園村)	要	合併することによって電子証明書は失効することはありませんが、登録されている住所は自動的に変更されません。合併後の新しい住所での電子証明書を必要とされる場合は新たに交付を受けていただく必要があります。 ただし、税務署への電子申告に使用される場合については住所変更は必要ありません



項目	該当者	住所変更による手続き	
		要・不要	手続きの方法
国民健康保険被保険者証	左記被保険者証等の所持者	不要	住居表示が変更になる旧町村管内の被保険証等をお持ちの世帯につきましては、12月下旬頃に新住居表示等に変更した被保険証を郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。それまでの間は、現在の被保険者証を使用することができます。
国民健康保険退職被保険者証			
国民健康保険標準負担額減額認定証			
国民健康保険高齢受給者証			
国民健康保険限度額認定標準負担額減額認定証			
国民健康保険特定疾病療養受療証			
老人保健法医療受給者証	左記受給者証等の所持者	不要	住居表示が変更になる旧町村管内の受給者証等をお持ちの方につきましては、12月下旬頃に新住居表示等に変更した受給者証を郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。それまでの間は、現在の受給者証等を使用することができます。
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証			
老人保健特定疾病療養受療証			
福祉医療費受給資格証(心身障害者、65歳以上心身障害者、一人親家庭等、乳幼児)	左記受給資格証の所持者	不要	住居表示が変更になる旧町村管内の受給資格証をお持ちの方につきましては、12月下旬頃に新住居表示等に変更した受給資格証を郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。それまでの間は、現在の受給資格証を使用することができます。
小俣町単独福祉医療費受給資格証(寡婦)			
介護保険被保険者証	左記被保険者証の所持者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。
母子健康手帳	左記手帳の所持者		
健康手帳			
児童扶養手当証書	左記手当の受給者		
特別児童扶養手当証書			
身体障害者手帳	左記手帳の所持者	不要	特に手続きは不要ですが、合併後来庁の機会等に手帳をお持ちになり、お申し出くだされば、新市名等への変更手続きをさせていただきます。
療育手帳			
精神保健福祉手帳			
居宅生活支援費受給者証	左記受給者証の所持者	不要	特に手続きは不要ですが、合併後来庁の機会等に受給者証をお持ちになり、お申し出くだされば、新市名等への変更手続きをさせていただきます。
施設訓練等支援費受給者証			
市立伊勢総合病院 診察券	左記診察券の所持者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。
原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)	左記標識の所持者	不要	特に手続きは必要ありません。合併後も旧市町村発行のナンバープレートを使用できます。

市町村関係の手続きについては、新市の組織・機構が決定した段階で再度、問合せ先など詳細をお知らせします。

新「伊勢市」の市章内定

建設計画の 申合せ事項などを報告

第18回協議会

7月14日に開催された第18回合併協議会では、冒頭にお知らせしたように、新「伊勢市」の市章内定のほか、新市建設計画における首長の申し合わせ事項、専門部会の調整内容の報告などがされました。その内容をお知らせします。

審議事項

市章の選定について冒頭にもお知らせしましたが、新「伊勢市」の市章候補が選定されました。

デザインについては今後、デザインマニュアル（割出図、カラーなどを規定したもの）を作成し、新市での利用について検討が加えられることになっていきます。

報告事項

新市建設計画に係る申し合わせ事項について

平成16年12月6日の第14回合併協議会で、新市建設計画の財政計画に関連して、いろいろな議論



がなされたことを踏まえて、4市町村の首長間で更に協議をしたものを取りまとめ報告しました。協議会では「普通建設事業費の割合を今から決めて申し送るということは、新市長の政策予算を制限することになり、新市のまちづくりの阻害要因になるのではないか。」という意見が出されましたが、「4市町村の均衡ある発展という前提に立っており、新市の市長が守るべきルールを定めたものである。」との説明がなされ、事務局報告どおり承認されました。



専門部会の調整事項について

事務事業の調整については、合併協議会で調整済ですが、その後の国や県の制度改正、また社会経済情勢の変化に伴って、事務事業の新設、変更若しくは廃止等の状況が生

じたため、各専門部会で協議を重ね、また助役会議、市町村長会議を経て、その概要を報告したものです。

主なものは次のとおりです。

【変更】

農業委員の定数、任期
国の法律が改正されたことにより、委員定数の構成を変更しています。

自動交付機

発行件数と電算システム導入の費用対効果、税関係の証明発行による年度切り替え時の混乱を考慮し、自動交付機で発行できる証明書の内容を変更しています。

保育料

合併時に統一すると、利用者及び事務手続きに混乱が生じるため、平成18年4月1日から統一します。

水道料金

水道料金については5年間は現行のとおりとなっていますが、南勢水道受水費用の軽減など、社会経済情勢に変化が生じ

てきたので、平成18年4月1日以降、段階的に伊勢市、御園村、二見町の料金の統一を図ることとしています。

【新規】

犬しつけ教室

犬の正しいしつけ、排泄物などによるトラブル防止のため、講演会を開催します。

小型風力発電協働研究 公共施設などへの小型 風力発電機設置の参考資料にするため、共同研究 事業によりデータを収集 します。

なお、専門部会の調整事項については、4市町村の議会で審議されている項目なので、各議会で検討されることになりました。

承認



合併協議会の廃止手続について

伊勢地区合併協議会の廃止手続について、報告されました。

当地域の合併協議については、来る11月1日に

今後の協議会開催予定

どなたでも傍聴できます

第19回協議会

日時：平成17年9月8日(木) 13:30～
会場：県営サンアリーナ「国際会議場」

*上記の日程はあくまでも予定です。今後、詳細が決まり次第、新聞紙上や当協議会のホームページなどで



お知らせしていきますが、傍聴を希望される方は、念のため事前に協議会事務局(21-1020)で日時・会場などをご確認ください。

承認



新「伊勢市」が誕生することによって、その目的を達成します。そのため、伊勢地区合併協議会は平成17年10月31日限りで廃止となります。手続きとしては、各市町村議会の9月定例会に廃止議案を提出し、可決成立後、県知事に届け出をすることになります。

その他

合併準備の主な取組状況について

今回は、取組状況の中の、合併前後の予算、決算事務の概要について報告がされました。

平成17年度の4市町村の決算事務ですが、10月31日を決算期日として、出納を閉鎖し、打ち切り決算となります。次に平成17年度の新市の予算編成事務です。

各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

伊勢市市町村合併推進課(職員は協議会事務局に常駐)
TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-1022
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

二見町企画課
TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754
E-mail info@town.futami.mie.jp

小俣町総務課
TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454
E-mail info@town.obata.mie.jp

御園村企画室
TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404
E-mail misono@amigo.ne.jp

協議会事務局

伊勢地区合併協議会
〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所内
TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022
E-mail : ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp
URL http://www10.ocn.ne.jp/ifom-gpk/

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

100 この「協議会だより」は再生紙100%を使用しています。

合併時に市長が不在なので、暫定予算の編成となり、11月1日付で「専決処分」されます。三つ目に平成18年度の新市の予算編成です。通常のスケジュールですと合併前の本年10月頃から編成作業に入るわけですが、日程を考慮すると、18年度当初予算は、骨格予算編成も視野に入れて作業を進める必要があります。

了承



合併協議会開催予定について
次回、第19回伊勢地区合併協議会は9月8日(木)の午後1時30分から、また第20回伊勢地区合併協議会(最終)は10月13日(木)の午後1時30分から、いずれも三重県営サンアリーナにて開催される予定です。

合併時には新市の議員が決まっておらず、議会が開けないことから、市長職務執行者が議会にかわって決定することになります。なお新しい議会が設置され、最初の議会開会時にこれを報告し、承認を求めなければなりません。(議会の承認を得られなかった場合といえども、当該処分の効力には影響はありません)